

栃木市農業委員会総会議事録

令和5年2月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年2月22日(水) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 事	田中 翔汰

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地 利用配分計画案に対する意見について
議案第8号	栃木市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について
議案第9号	栃木市農業委員会の保有する個人情報保護に関する規則を廃止 する規則の制定について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法施行規則第29条第1項該当証明書の報告について
報告第6号	農地改良事前協議の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年2月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番正田秀雄委員、5番長明美委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が11件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、皆川城内町を中心に米、野菜を作付しております。申請地周辺は譲受人の経営農地であり、さらに規模を拡大するため、この

たび売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番及び4番については、所有権の持分整理のための申請です。関連した案件のため、一括でご説明いたします。

譲受人はいずれも、申請地周辺で主に米を作付しております。申請地は、譲渡人及び譲受人の農地への進入路となっており、3名で共用しています。このたび、単独名義となっている進入路を3名の共有名義とするため申請に至りました。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、新井町において米を作付しております。申請地は以前から譲受人が自身の農地と一体で耕作しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営移譲年金受給のための申請です。

譲受人は、吹上町を中心に米を作付しております。経営移譲年金受給に係る親子間貸借を延長するため、申請に至りました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町家中において米、野菜を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町深沢を中心に米、麦を作付している認定農業者です。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後も引き続き、米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西山田を中心に米を作付しております。譲渡人がいずれも市外在住であり、譲受人に土地処分の申出があったことから贈与により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町真弓を中心に米、麦を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町下高島において米、野菜を作付しております。申請地の一部は耕作権が付いており、このたび経営拡大のため、自宅に隣接する農地と合わせて売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、経営の若返りのための申請です。

譲受人は、藤岡町赤麻において野菜を作付しております。このたび、譲渡人の高齢化に伴い、所有権を子に一括贈与するため申請に至りました。許可後も引き続き、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町静において米、ぶどう、野菜を作付している認定農業者です。譲渡人が市外在住であり、譲受人に土地処分の申出があったことから贈与により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

- 議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
- 北部調査委員長
（狐塚委員） 　　今回の北部調査委員長の10番狐塚です。
　　今回は私と4番正田委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で20日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。
　　今回北部の申請は、所有権移転の申請が6件、使用貸借設定の申請が1件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いします。
- 議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
- 南部調査委員長
（石塚委員） 　　今回の南部調査委員長の18番石塚です。
　　今回は私と6番小林委員、17番荒川委員の3名と事務局2名で、21日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。
　　今回南部は、所有権移転の申請が5件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いします。
- 議長 　　ありがとうございました。
　　これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
　　（質疑なし）
- 議長 　　発言がないようですので、採決いたします。
　　議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
　　（異議なしの声）
- 議長 　　異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
　　次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

大出主査

す。

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、10件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番は、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3人で居住しております。子供の成長に伴い現在の住居では手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。農地の区分は農地の広がりか10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。事業計画者は、太陽光発電事業を生業とする法人です。再生可能エネルギー事業に貢献するため申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番および議案第3号1番については、砂利採取の一時転用です。地図は3ページです。事業計画者は、令和4年3月から令和5年2月の1年間で砂利採取の一時転用許可を受けておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、市況に混乱が生じ、ダンプ、オペレーターが当初の予定通りに集まらなかったことから、砂利採取場の埋め戻しに遅延が生じ、2月末までの工事完了が困難となりました。そのため工事完了を6か月延長するため変更申請に至りました。

農地の区分は、農振農用地ではありますが、一時転用であるため例外規定に該当します。一時転用については最長で3年までとなっております。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番は、砂利採取の一時転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、建設資材の販売と生産を行っております。周辺地域は砂利が豊富な場所であるため、事業を計画しました。

農地の区分は、農用地区域ではありますが、一時転用であるため、不

許可の例外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番及び6番については事業計画者が同一であり、関連もあるため、一括してご説明いたします。地図は5ページです。

5番については、太陽光発電設備への転用です。事業計画者は、太陽光発電事業に取り組む法人です。事業計画者は、太陽光発電設備の事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

6番は太陽光発電設備の進入路への転用です。計画では申請地以外の山林・宅地も利用し、全体面積2,272㎡となります。

農地の区分は、5番、6番共に農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、工事用車両運搬路、作業ヤードへの一時転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、土木建築業等の他、鉄道関係の保守、修繕工事を営む法人です。申請地に隣接する線路の補修工事をするために、申請地を一時的に利用し、運搬路及び作業地を確保する計画です。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地と農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが一時転用であるため、許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番、9番及び10番については転用目的が同一であり、近接地であるため一括してご説明いたします。地図は7ページです。

8番、9番、10番全て太陽光発電設備への転用です。いずれの事業計画者も太陽光発電設備に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。取水、排水はなし。雨水は浸透槽処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

4番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後に許可することとなります。

なお、3番の案件も面積が30アールを超えていますが、事業内容は変わらず期間の延長のみですので常設審議委員会の意見は不要です。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。
北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長
（狐塚委員） 　今回北部は一般住宅が1件、太陽光発電が1件、砂利採取が1件、合計3件の農地転用申請、および事業計画変更の申請が1件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 　ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長
（石塚委員） 　今回南部は、砂利採取の一時転用が1件、太陽光発電設備関係が5件、工事用車両運搬路の一時転用が1件の合計7件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。
番号1番について、4番正田委員お願ひします。

正田委員 　4番正田です。
1番につきましては、母親の農地に建てるということです。周辺に放棄地があり特に差し支えないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長	番号2番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 2番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりでございます。特に問題ないかと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	番号3番及び、議案第3号1番を併せて、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 事業計画変更が出ているということで現場を見てきました。半年の延長が必要だということで申請が出たものです。よろしくお願ひいたします。
議 長	番号4番について、8番平本委員お願いします。
平本委員	8番平本です。 3月に許可がおり次第、砂利採取をしたいということなので、現地を確認し会社の方に直接話を聞きました。周辺の地権者の方々にもお伺いをたてたのですが、皆さん承諾されたということで問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。
議 長	番号5番、6番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 太陽光発電の設置ということで周辺農地への影響もなく、問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。
議 長	番号7番について、2番高際職代お願いします。
高際職代	2番高際です。 7番の案件ですが、線路の法面を補強するための工事だということで、地理的にも問題ありません。よろしくお願ひいたします。
議 長	番号8番から10番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 8番から10番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり

りであります。特に問題はないかと思いますので、ご審議よろしくお
願いします。

議 長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議
ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可
することに決定いたしました。
次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局
より議案の説明をお願いします。

大出主査 議案書の12ページをご覧ください。
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のと
おりです。

1番の案件については、地図は8ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、平成10年以前から宅地として
利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番の案件については、地図は9ページです。

申請地は2筆で、航空写真等より、平成10年以前から宅地として
利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番の案件については、地図は10ページです。

申請地は3筆で、航空写真等より、昭和41年以前から宅地として
利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

- 以上3件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
- 南部調査委員長
(石塚委員) 今回南部は、3件の申請がありました。
いずれも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。
書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。
番号1番から3番について、17番荒川委員をお願いします。
- 荒川委員 17番荒川です。
3件の案件とも、かなり昔から宅地として使用していたようです。特に問題ないかと思ひます。よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。
新規、再設定合わせて175件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
- 五十畑職代 3番五十畑です。

25 ページ 121 番から 126 番の借人をご覧ください。小山市在住の 36 歳の方です。来月より栃木市岩舟町でぶどう作りを父と母と 3 人で始めます。今月 13 日に面接をし、新たに栃木市の農家の仲間になることになりました。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。

議 長 他に発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 5 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。

県農業振興公社の関する 2 件 3 筆、約 75a であります。事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 6 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 6 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の概要について説明をお願いします。

小松原副主幹

議案書 33 ページ及び本日配付した補足資料をご覧ください。

新規農地所有適格法人 4 番の議案です。農業の持続性、持続性を確保するため大宮地区の農家が昨年 10 月に法人を設立し、12 月に面談を行い農地所有適格法人として認めました。

今回、個人名義で借りていた農地を法人名義で借りなおすための配分計画です。

		今後も個人名義で借りている農地を、法人名義で借り換える予定です。説明は以上です。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、議案第8号「栃木市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
小松原副主幹		議案書36ページをご覧ください。議案第8号栃木市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について審議をを求めるものであります。37ページをご覧ください。これは無記名の状態のものでありますので、選考委員が決定した後にご記入いただくこととなります。 まず、選考委員について説明いたします。平成28年の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が、選挙制度から市長の任命制度に変わったことにより、その選考を行うため、栃木市農業委員会委員候補者選考委員会が規定されたものです。 委員会の定数は5名で、委員長は産業振興部長、他に市の職員の委員として、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長が委員となり、農業委員会からは推薦された2名の農業委員が選考委員となります。今回3名の委員補充のための選考委員会を開くにあたり2名の選考委員を推薦いただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。 参考までに選考委員会後の流れですが、選考委員会で選出した委員を市長に報告し、市長から議会に諮り、議会の同意を得て正式に任命となります。
議	長	続いて本日の運営委員会において審議いただきましたので、その結果を平本委員長より報告をお願いします。
平本委員長		8番平本です。

この件につきましては、3年前にも委員が3名亡くなり欠員が生じた経緯がございます。その時の選考委員は、当時の会長と職務代理者の代表にやっていただきました。運営委員会としては、会長と高際職務代理者の2名、その他市の職員3名、あわせて5名でやっていただいていたということになりましたのでご報告いたします。

議長 　ただ今の報告について、ご意見またはご質問のある方は、挙手をお願いします。ご発言はありますか。
（発言なし）

議長 　発言が無いようですので、採決いたします。
議案第8号について、運営委員会平本委員長の報告のとおりとすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議長 　異議なしと認め、議案第8号について本委員会は私、若色と高際職務代理者を推薦することに決定いたしました。
次に、議案第9号「栃木市農業委員会の保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹 　議案書の38ページをご覧ください。
栃木市農業委員会の保有する個人情報の保護に関する規則、を廃止する規則の制定についてご説明いたします。
「栃木市農業委員会の保有する個人情報の保護に関する規則」とは、約20年前市町村単位で個人情報保護条例を制定した時に、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会等の独立行政委員会も市の条例に準じ制定したものです。個人情報の保護条例については、自治体ごとに制定していました。今回、国が法律として整備することになり、条例が廃止されるため、本規則も廃止になるものです。
以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 　ただ今の説明について、ご意見またはご質問のある方は、挙手をお願いします。ご発言はありますか。
（発言なし）

議長 　発言が無いようですので、採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり規則を制定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 議案第9号について異議なしと認め、原案のとおり規則を制定することに決定いたしました。

次に、日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第7号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年2月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時22分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (正 田)

署名委員 _____ (長)